

定例庁議次第

令和6年12月24日
役場2階第2会議室

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 審議事項 なし

4. 報告事項 (1) 非公開

5. 議案事項

- (1) 議案第○号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(総務課 小林課長)【資料番号2】
- (2) 議案第○号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
(総務課 小林課長)【資料番号3】

6. その他

7. 閉会

1月14日 庁議提出案件【概要説明書】

●内 容【3. 議案事項（1. 議案）】

○公 開【1. 公開】

○公開時期【1. 庁議後】

○概要説明【1. 要】

付議者 総務課長 小林 康弘

【議案名】

議案第○号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

【提案理由】

令和6年人事院勧告等に鑑み、一般職の職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当並びに特別職の職員の期末手当を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

【概 要】

1 吉岡町職員の給与に関する条例の一部改正（第1条による改正関係）

(1) 一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給率の引上げ（第22条及び第23条関係）

令和6年度の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を、再任用職員以外の職員にあっては0.05か月、再任用職員にあっては0.025か月ずつ引き上げるもの。

(2) 一般職の職員の給料月額の引上げ（別表第1条関係）

一般職の職員の給料月額を引き上げるもの。

2 吉岡町職員の給与に関する条例の一部改正（第2条による改正関係）

(1) 一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給率の平均化（第22条及び第23条関係）

令和7年度以降の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を、6月と12月で同一のものとするもの。

3 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第3条による改正関係）

(1) 会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給率の引上げ（第10条及び第10条の2関係）

令和6年度の会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を0.05か月ずつ引き上げるもの。

4 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第4条による改正関係）

(1) 会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給率の平均化（第10条及び第10

条の２関係)

令和７年度以降の会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を、６月と１２月で同一のものとするもの。

５ 吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第５条による改正関係）

(１) 特定任期付職員の期末手当の支給率の引上げ（第９条関係）

令和６年度の特定任期付職員の期末手当の支給率を 0.05 か月引き上げるもの。

(２) 特定任期付職員の給料月額引上げ（別表関係）

特定任期付職員の給料表を引き上げるもの。

(３) 技術的改正（第９条関係）

字句の修正を行うもの。

６ 吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第６条による改正関係）

(１) 特定任期付職員の期末手当の支給率の平均化（第９条関係）

令和７年度以降の特定任期付職員の期末手当の支給率を、６月と１２月で同一のものとするもの。

７ 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部改正（第７条による改正関係）

(１) 特別職の職員の期末手当の支給率の引上げ（第９条関係）

令和６年度の特別職の職員の期末手当の支給率を 0.1 か月引き上げるもの。

８ 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部改正（第８条による改正関係）

(１) 特別職の職員の期末手当の支給率の平均化（第９条関係）

令和７年度以降の特別職の職員の期末手当の支給率を、６月と１２月で同一のものとするもの。

９ 施行期日等

(１) 施行期日（附則第１条第１項関係）

公布の日。ただし、令和７年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給率に係る改正規定は、令和７年４月１日。

(２) 適用期日（附則第１条第２項関係）

令和６年度の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当に係る改正後の規定は、令和６年４月１日から適用することとするもの。

(３) 令和６年度において既に支給した給与の取扱い（附則第２条関係）

令和６年度において、改正前の給与条例、会計年度給与条例、任期付職員条例及び特別職給与条例の規定により支給された給与は、改正後の各条例の規定により支給される給与の内払いとするもの。

【上程予定】

令和7年第1回臨時会

12月24日 庁議提出案件【概要説明書】

●内 容【3. 議案事項（1. 議案）】

○公 開【1. 公開】

○公開時期【1. 庁議後】

○概要説明【1. 要】

付議者 総務課長 小林 康弘

【議案名】

議案第○号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

令和6年人事院勧告等に鑑み、一般職の職員に準じて議員の期末手当を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

【概 要】

1 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条による改正関係）

（1）議員の期末手当の支給率の引き上げ（第6条関係）

令和6年度の議員の期末手当の支給率を0.1か月引き上げるもの。

2 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条による改正関係）

（1）議員の期末手当の支給率の平均化（第6条関係）

令和7年度以降の議員の期末手当の支給率を、6月と12月で同一のものとするもの。

3 施行期日等

施行期日等

（1）施行期日（附則第1条第1項関係）

公布の日。ただし、令和7年度以降の期末手当の支給率に係る改正規定は、令和7年4月1日。

（2）適用期日（附則第1条第2項関係）

期末手当に係る改正後の規定は、令和6年4月1日から適用することとするもの。

（3）令和6年度において既に支給した期末手当の取扱い（附則第2条関係）

令和6年度において、改正前の議員報酬条例の規定により支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定により支給される期末手当の内払いとするもの。

【上程予定】

令和7年第1回臨時会